

平成 28 年度 第 3 回 焼津市下水道使用料等審議会

日時：平成 28 年 9 月 28 日（水）

午後 2 時 00 分～

会場：焼津市水道庁舎 2 階災害対策室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 審議 ・下水道使用料見直しの改定案と収支見込み（説明）
 - （1）焼津市の下水道使用料徴収区分
 - （2）使用水量別の使用件数等の分布
 - （3）使用料改定における増収目標
 - ①下水道使用料改定ケース 1
 - ②下水道使用料改定ケース 2
 - ③下水道使用料改定ケース 3
 - ④下水道使用料改定ケース 4
 - ⑤下水道使用料改定ケース 5
 - （4）改定後の収支見込み
- ・その他
- 5 閉会

焼津市環境部下水道課
計画管理担当 電話 054-624-8300
FAX 054-624-8305
e-mail: gesui@city.yaizu.lg.jp

焼津市下水道使用料等審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	すずき たかじ 鈴木 孝治	行政相談委員 総務省静岡行政評価事務所
	いわもと いさむ 岩本 勇	静岡福祉大学 准教授
公共的団体の 役 職 員	すずき まりこ 鈴木 麻理子	焼津商工会議所女性会 理事
	かしむら せつこ 檜村 せつ子	焼津市消費者連絡会 会長
	のりづき かずこ 法月 和子	焼津市消費者連絡会推薦
下水道使用者 を代表する者	なかの ただよし 中野 忠義	焼津市自治会連合会 焼津第2自治会長
	はせがわ きょうじ 長谷川 恭司	焼津市自治会連合会 小川第11自治会長
	いわた かずみ 岩田 一美	焼津市自治会連合会 東益津第17自治会長
	なかやま まさよし 中山 正義	焼津市水産加工業協同組合推薦
	かとう よしのり 加藤 義則	焼津市ホテル旅館組合 組合長

以上10名

※「区分」は焼津市使用料等審議会条例第3条第2項第1項から第3号に掲げる
委嘱区分

下水道使用料見直しの改定案と収支見込み

(1) 焼津市の下水道使用料徴収区分

焼津市の下水道使用料体系には「一般汚水」と「公衆浴場汚水」の2つの区分があります。「公衆浴場汚水」は、これまでの使用料改定において、「一般汚水」の単価の2分の1として改定されており、平成5年4月の改定でも同様でした。

焼津市の下水道使用料の計算は1か月毎することになっており、使用者が1か月に公共下水道に排除した汚水の量(下水道の使用水量)に応じた基本使用料と従量使用料の合計額に消費税を掛けて計算されています。

下水道用の量水器は設置されていないため、下水道使用料の計算の基となる下水道の使用水量は、基本的には、上水道の使用水量と同量として計算しており、1か月の上水道の使用水量が150 m³/月の場合には次のような計算になります。

$$\begin{aligned} \text{例) 上水道の使用水量 } 150 \text{ m}^3/\text{月} &= \text{下水道の使用水量 } 150 \text{ m}^3/\text{月} \\ \text{基本使用料 } 910 \text{ 円} &+ (91 \text{ 円}/\text{m}^3 \times 90 \text{ m}^3) + (110 \text{ 円}/\text{m}^3 \times 50 \text{ m}^3) \\ &= 14,600 \text{ 円}/\text{月} \text{ (税抜き)} \end{aligned}$$

※基本使用料910円には10 m³の基本水量分を含む。

$$\text{消費税} = 14,600 \text{ 円} \times 8\% = 1,168 \text{ 円}$$

$$\text{請求額} = 15,768 \text{ 円}/\text{月}$$

また、検針は上水道の「口径13 mm」から「口径40 mm」までは2か月に1回検針を行う「隔月検針」で実施され、1回の検針による使用水量は2か月分になるため、1か月毎の使用水量に按分してから計算することになっています。

$$\begin{aligned} \text{例) 検針水量 } 55 \text{ m}^3 &\Rightarrow \text{前の使用月 } 27 \text{ m}^3/\text{月}, \text{後の使用月 } 28 \text{ m}^3/\text{月に按分} \\ \text{① } 910 \text{ 円} &+ (91 \text{ 円}/\text{m}^3 \times 17 \text{ m}^3) = 2,457 \text{ 円} + \text{消費税} = 2,653 \text{ 円} \\ \text{② } 910 \text{ 円} &+ (91 \text{ 円}/\text{m}^3 \times 18 \text{ m}^3) = 2,548 \text{ 円} + \text{消費税} = 2,751 \text{ 円} \\ \text{③ 1回の請求金額 (2か月分合算)} &= 5,404 \text{ 円}/\text{請求} \end{aligned}$$

それに対し「口径50 mm」以上の上水道を使用されている場合は毎月検針で、毎月請求となっているため、検針毎の水量でそのまま計算することになります。

なお、上水道と井水などを併用して使用している場合には、両方の水量を合算したり、製氷業などで上水道使用水量の一部を製品の原料等として利用するため、下水道使用水量とに差が出る場合には、使用者の申請により下水道使用水量を認定することで、適正な下水道使用料を計算できるようにしています。



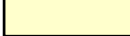

(2) 使用水量別の使用件数等の分布

平成27年度実績(現年度分) 調定(請求)区分毎 (件、m³、千円)

使用水量 (m ³ /)	隔月調定			毎月調定			合 計		
	件数	水量	調定額	件数	水量	調定額	件数	水量	調定額
0	1,641	0	3,223	133	0	131	1,774	0	3,354
1- 10	8,191	46,610	16,087	723	3,040	710	8,914	49,650	16,797
11- 20	10,495	162,710	20,612				10,495	162,710	20,612
小計	20,327	209,320	39,922	507	14,620	1,437	21,183	212,360	40,763
11- 20				259	3,850	378	259	3,850	378
21- 30	9,765	248,570	24,420	103	2,650	260	9,868	251,220	24,680
31- 40	10,342	367,440	36,103	41	1,430	141	10,383	368,870	36,244
41- 50	9,165	415,100	40,787	31	1,410	138	9,196	416,510	40,925
51- 60	7,017	387,660	38,094	22	1,220	120	7,039	388,880	38,214
61- 70	4,999	325,870	32,021	13	860	85	5,012	326,730	32,106
71- 80	3,493	262,650	25,810	14	1,080	106	3,507	263,730	25,916
81- 90	2,311	196,860	19,345	13	1,090	108	2,324	197,950	19,453
91- 100	1,453	138,270	13,588	11	1,030	101	1,464	139,300	13,689
101- 150	2,498	292,200	28,715				2,498	292,200	28,715
151- 200	375	63,750	6,265				375	63,750	6,265
小計	51,418	2,698,370	265,148	507	14,620	1,437	51,925	2,712,990	266,585
101- 150				41	5,220	536	41	5,220	536
151- 200				54	9,360	1,001	54	9,360	1,001
201- 250	188	42,110	4,231	60	13,400	1,468	248	55,510	5,699
251- 300	105	28,460	2,950	46	12,720	1,417	151	41,180	4,367
301- 350	91	29,440	3,124	39	12,520	1,526	130	41,960	4,650
351- 400	53	19,830	2,138	24	9,040	1,059	77	28,870	3,197
401- 450	39	16,560	1,807	18	7,640	871	57	24,200	2,678
451- 500	43	20,240	2,228	13	6,280	724	56	26,520	2,952
501- 550	27	14,180	1,573	15	7,840	922	42	22,020	2,495
551- 600	24	13,890	1,552	9	5,180	616	33	19,070	2,168
601- 650	18	11,340	1,287	6	3,830	450	24	15,170	1,737
651- 700	8	5,450	615	5	3,420	404	13	8,870	1,019
701- 750	8	5,780	653	6	4,370	507	14	10,150	1,160
751- 800	3	2,310	262	6	4,730	550	9	7,040	812
801- 850	8	6,670	787	3	2,470	287	11	9,140	1,074
851- 900	9	7,910	913	3	2,640	317	12	10,550	1,230
901- 950	19	17,540	2,036	4	3,690	430	23	21,230	2,466
951-1000	9	8,770	1,004	3	2,930	342	12	11,700	1,346
1001-1100	15	15,830	1,962				15	15,830	1,962
1101-1200	14	16,170	1,888				14	16,170	1,888
1201-1300	13	16,190	1,896				13	16,190	1,896
1301-1400	6	8,100	938				6	8,100	938
1401-1500	7	10,150	1,176				7	10,150	1,176
1501-1600	2	3,120	362				2	3,120	362
1601-1700	7	11,530	1,376				7	11,530	1,376
1701-1800	7	12,190	1,419				7	12,190	1,419
1801-1900	1	1,890	220				1	1,890	220
1901-2000	2	3,850	449				2	3,850	449
小計	726	349,500	38,846	355	117,280	13,427	1,081	466,780	52,273
1001-1100				1	1,060	124	1	1,060	124
1101-1200				5	5,800	684	5	5,800	684
1201-1300				2	2,470	293	2	2,470	293
1301-1400				5	6,720	801	5	6,720	801
1401-1500				5	7,280	872	5	7,280	872
1501-1600				5	7,650	919	5	7,650	919
1601-1700				8	13,180	1,589	8	13,180	1,589
1701-1800				6	10,500	1,269	6	10,500	1,269
1801-1900				5	9,140	1,107	5	9,140	1,107
1901-2000				8	15,690	1,906	8	15,690	1,906
2001-2500	5	11,400	1,345	9	20,970	2,274	14	32,370	3,619
2501-3000	1	2,650	315	26	70,510	7,713	27	73,160	8,028
3001-	1	3,020	362	2	6,050	746	3	9,070	1,108
小計	7	17,070	2,022	87	177,020	20,297	94	194,090	22,319
合計	72,478	3,274,260	345,938	1,805	311,960	36,002	74,283	3,586,220	381,940

※・隔月調定は上水道口径13mmから40mmまで。毎月調定は上水道口径50mm以上

・月途中での開閉栓や転居精算で発生する0.5月請求は表から除いています。

	基本使用料内		従量単価 91 円		従量単価 110 円
	従量単価 117 円				

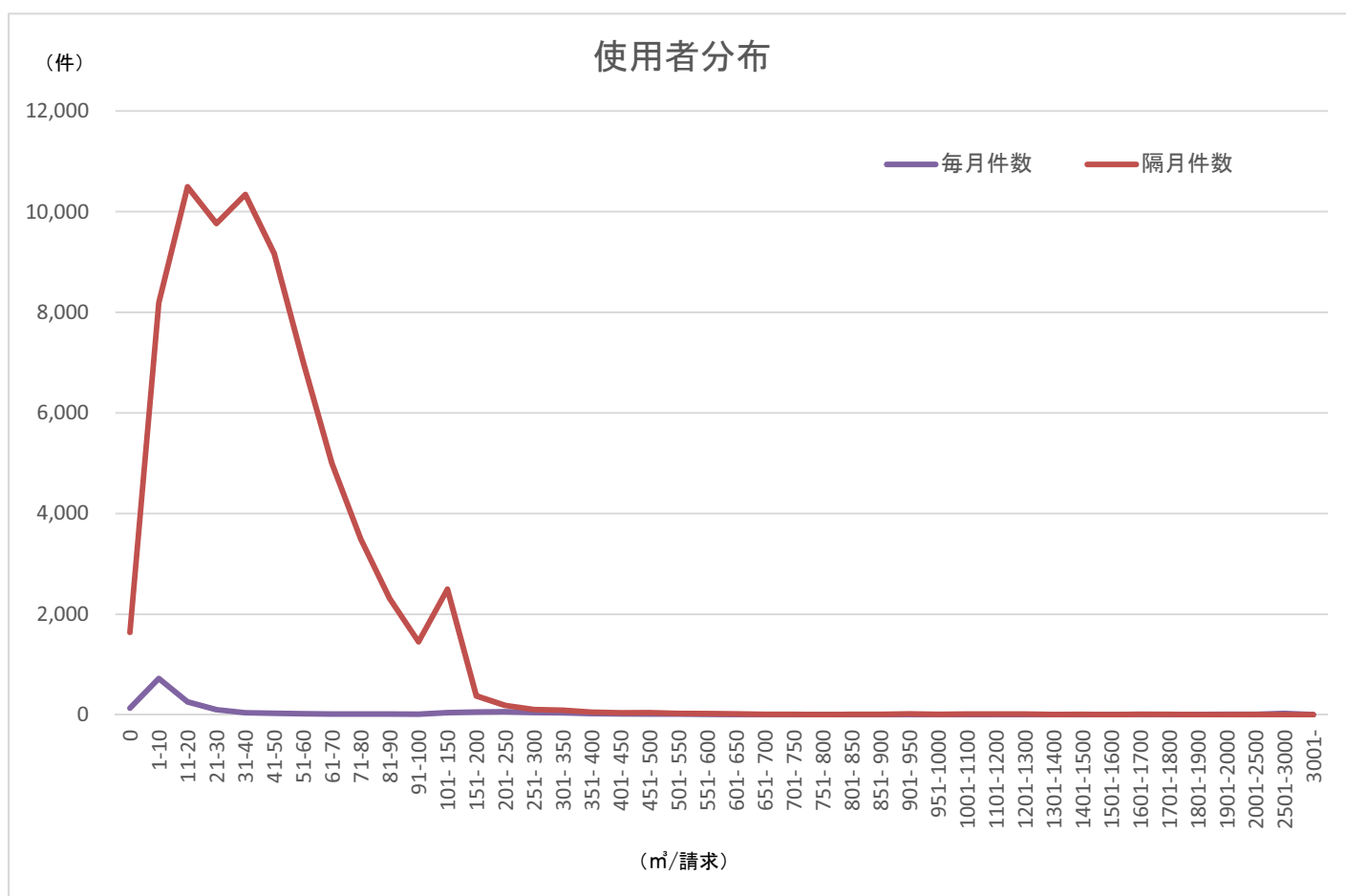
・使用料区分別の件数等割合

焼津市の公共下水道使用者の水量別使用者分布（3ページ）を集計して現行使用料体系の区分に当てはめると、約28%の使用者が基本使用料内で、約98%までが従量使用料の第1区分である「従量単価91円（10 m³を超え100 m³までの分）」に収まっています。

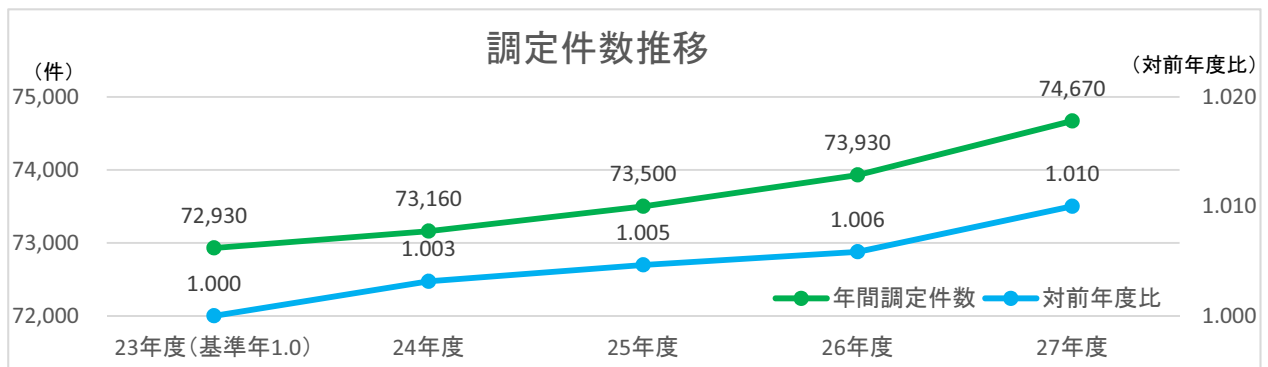
従量使用料の第2区分、第3区分の「従量単価110円（100 m³を超え1,000 m³までの分）」、「従量単価117円（1,000 m³を超える分）」の件数は合わせても2%未満となっています。

平成27年度実績（現年度分）による集計表（割合：%）

使用料区分	件数	割合	有収水量	割合	調定額(千円)	割合
基本使用料内	21,183件	28.52	212,360 m ³	5.92	40,763	10.67
従量単価91円	51,925件	69.90	2,712,990 m ³	75.65	266,585	69.80
従量単価110円	1,081件	1.45	466,780 m ³	13.02	52,273	13.69
従量単価117円	94件	0.13	194,090 m ³	5.41	22,319	5.84
合計	74,283件	—	3,586,220 m ³	—	381,940	—

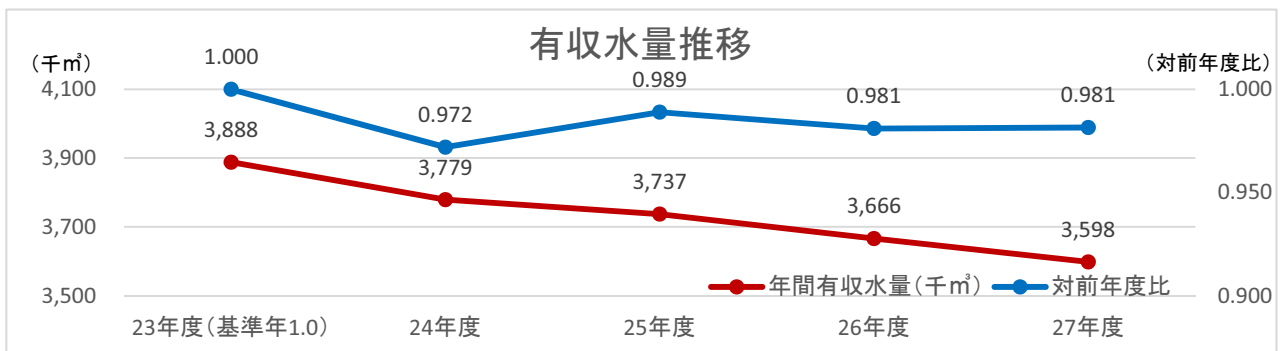


5年間の年間調定件数の推移



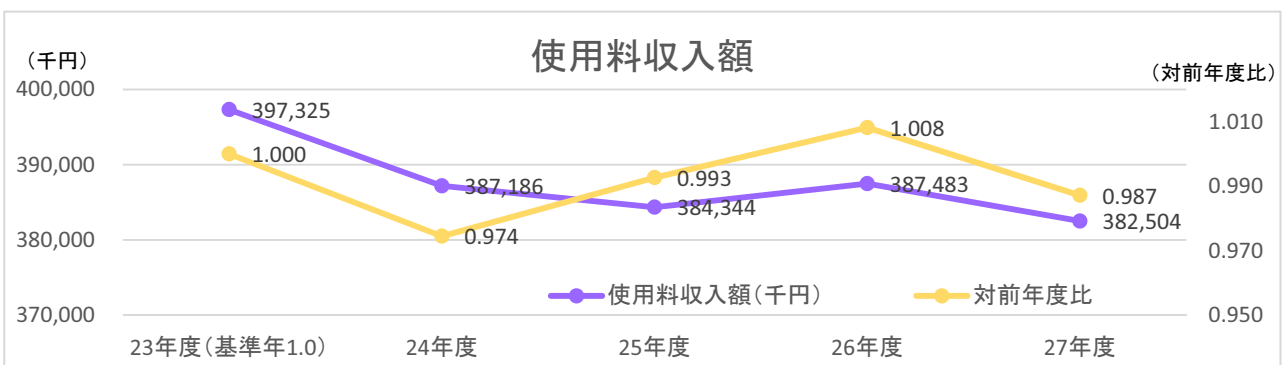
※過年度分を含む。

5年間の年間有収水量の推移



※転居精算分水量を含む。

5年間の年間使用料収入額の推移



※過年度分を含む。

過去5年間で有収水量は大幅に減少しており、それに伴い発生する使用料収入も同様に減少しています。

調定件数が増加傾向であるのに有収水量が減少していることから1件あたりの使用水量の減少は明らかです。

平成 27 年度の大口使用者

使用者業種等	上水口径 下水用途	戸数 年間調定件数	年間合計水量 月平均水量	年間下水道使用料 月平均使用料（税込）
食品加工業	φ50 営業用	1	32,832 m ³	4,033,300 円
		12	2,736 m ³	336,108 円
公共の水浴場	φ50 営業用	1	32,104 m ³	3,941,312 円
		12	2,675 m ³	328,443 円
公共の水浴場	φ50 営業用	1	30,594 m ³	2,514,584 円
		12	2,550 m ³	※ ¹ 209,548 円
医療施設	φ50 営業用	1	22,698 m ³	2,752,769 円
		12	1,892 m ³	229,397 円
水産加工業	φ50 営業用	1	20,474 m ³	2,471,745 円
		12	1,706 m ³	205,978 円
宿泊施設	φ50 営業用	1	17,926 m ³	2,149,778 円
		12	1,494 m ³	179,148 円
水産加工業	φ75 営業用	1	16,076 m ³	1,916,966 円
		12	1,340 m ³	159,747 円
水産加工業	φ13 営業用	1	14,994 m ³	1,779,290 円
		6	1,249 m ³	148,274 円
宿泊施設	φ40 営業用	1	10,449 m ³	1,216,713 円
		6	871 m ³	101,392 円
水産加工業	φ40 営業用	1	9,944 m ³	1,156,717 円
		6	828 m ³	96,393 円
食品加工業	φ50 個人用	1	9,301 m ³	1,088,895 円
		12	775 m ³	90,741 円
水産加工業	φ40 営業用	1	9,285 m ³	1,078,429 円
		6	774 m ³	89,869 円
水産加工業	φ75 営業用	1	8,747 m ³	1,014,514 円
		12	729 m ³	84,542 円
医療施設	φ40 営業用	1	8,214 m ³	951,193 円
		6	684 m ³	79,266 円
水産加工業	φ25 営業用	1	7,981 m ³	923,514 円
		6	665 m ³	76,959 円
水産加工業	φ40 営業用	1	7,969 m ³	922,623 円
		6	664 m ³	76,885 円
水産加工業	φ40 個人用	1	7,857 m ³	908,782 円
		6	655 m ³	75,731 円
水産業	φ100 営業用	1	7,460 m ³	862,034 円
		12	622 m ³	71,836 円
大型店舗	φ40 営業用	1	7,116 m ³	820,754 円
		6	593 m ³	68,396 円
宿泊施設	φ30 営業用	1	7,059 m ³	813,979 円
		6	588 m ³	67,831 円
水産加工業	φ40 営業用	1	6,990 m ³	936,007 円
		6	582 m ³	※ ² 78,000 円
水産加工業	φ50 営業用	1	6,941 m ³	869,836 円
		12	578 m ³	※ ² 72,486 円
大型店舗	φ50 個人用	1	6,611 m ³	760,759 円
		12	551 m ³	63,396 円
水産加工業	φ13 営業用	1	6,242 m ³	716,920 円
		6	520 m ³	59,743 円
水産加工業	φ25 営業用	1	6,155 m ³	814,801 円
		6	513 m ³	※ ² 67,900 円

※¹ 第3位は一部が「公衆浴場汚水」のため下水道使用料が第4位より低くなっています。

※² 特定の測定項目の値が高い汚水を規定量以上排除すると掛かる水質使用料を含みます。

(3) 使用料改定における増収目標

焼津市の下水道事業は多くの一般会計繰入金で賄われていますが、一般会計繰入金には基準内繰入金と基準外繰入金があります。

基準内繰入金は、使用料を充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもその使用料収入だけで賄うことが明らかに困難であると認められる経費のための繰入れで、一般会計が負担すべきとされているものです。公共下水道事業の繰出としては、「分流式下水道等に要する経費」、「普及特別対策に要する経費」などがあります。

一方、基準外繰入金は、本来使用料収入をもって充てるべき経費のための繰入れであり、使用料収入などが不足するために一般会計から繰入れるという赤字補てん的な意味合いを持つ繰入れです。

焼津市下水道事業の平成 30 年度から 34 年度の 5 年間の事業全体の繰入金の見込み額は表に示すとおりで、その基準外繰入金の平均額 237,961 千円を下水道使用料で賄うためにいくつかのケースについて検討します。

一般会計繰入金

(千円)

年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平均
基準内繰入金	1,079,423	1,075,952	1,049,345	1,006,644	969,840	1,036,241
基準外繰入金	247,724	246,939	240,924	231,269	222,948	237,961
繰入金合計	1,327,147	1,322,891	1,290,269	1,237,913	1,192,788	1,274,202

基準外繰入金の全体額を増収すべき額と仮定すると平成 30 年度から平成 34 年度の 5 年平均見込みでは次のとおりです。

- ・ 目標年間使用料収入 = 現行使用料での 5 年平均見込み額 + 基準外繰入金平均額

$$609,456 \text{ 千円} = 371,495 \text{ 千円} + 237,961 \text{ 千円}$$

- ・ 使用料単価 = 目標年間使用料収入 ÷ 5 年見込み平均有収水量

$$180.9 \text{ 円/m}^3 = 609,465 \text{ 千円} \div 3,369 \text{ 千m}^3$$

上記のとおり基準外繰入全額を下水道使用料で賄うとすると高額になってしまうため、国の要請である 150 円/m³程度(増収額 140,905 千円相当)を参考に、基準外繰入額の 2 分の 1 相当額を増収を改定の上限として検討します。

- ① 増収目標 = 基準外繰入金平均額の 2 分の 1 相当額 = 118,981 千円
- ② 増収目標 = 基準外繰入金平均額の 3 分の 1 相当額 = 79,320 千円
- ③ 増収目標 = 基準外繰入金平均額の 4 分の 1 相当額 = 59,490 千円
- ④ 増収目標 = 基準外繰入金平均額の 5 分の 1 相当額 = 47,592 千円
- ⑤ 増収目標 = 基準外繰入金平均額の 6 分の 1 相当額 = 39,660 千円

① 使用料改定ケース 1（2分の1相当額を改定する場合）

基準外繰入金の2分の1相当額の118,981千円を増収目標とすると平成30年度から平成34年度の5年度平均収入見込額で次のとおりです。

- ・ 目標年間使用料収入 = 5年度平均収入見込額 + 増収目標

$$490,476 \text{ 千円} = 371,495 \text{ 千円} + 118,981 \text{ 千円}$$

- ・ 使用料単価 = 目標年間使用料収入 ÷ 5年見込み平均有収水量

$$145.6 \text{ 円/m}^3 = 490,476 \text{ 千円} \div 3,369 \text{ 千m}^3$$

(藤枝市：126.8円/m³、島田市：133.6円/m³ ※平成26年度市町財政の状況による)

目標年間使用料収入を賄える改定率を使用料改定ケース1とする。

使用料改定ケース 1

汚水の種類	使用料区分	改定使用料	改定率
一般汚水	・ 基本使用料 (10 m ³ /1 か月)	910 円 ⇒ 1,201 円	+32.0%
	・ 従量使用料 10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91 円 ⇒ 120 円	+32.0%
	100 m ³ を超え 1000 m ³ までの分	110 円 ⇒ 145 円	+32.0%
	1000 m ³ を超える分	117 円 ⇒ 154 円	+32.0%
公衆浴場 汚 水	・ 基本使用料 (10 m ³ /1 か月)	910 円 ⇒ 1,201 円	+32.0%
	・ 従量使用料 10 m ³ を超える分	46 円 ⇒ 60 円	+32.0%

②使用料改定ケース 2（3分の1相当額を改定する場合）

基準外繰入金の3分の1相当額の79,320千円を増収目標とすると平成30年度から平成34年度の5年度平均収入見込額で次のとおりです。

- ・ 目標年間使用料収入 = 5年度平均収入見込額 + 増収目標

$$450,815 \text{ 千円} = 371,495 \text{ 千円} + 79,320 \text{ 千円}$$

- ・ 使用料単価 = 目標年間使用料収入 ÷ 5年見込み平均有収水量

$$133.8 \text{ 円/m}^3 = 450,815 \text{ 千円} \div 3,369 \text{ 千m}^3$$

(藤枝市：126.8円/m³、島田市：133.6円/m³ ※平成26年度市町財政の状況による)

目標年間使用料収入を賄える改定率を使用料改定ケース2とする。

使用料改定ケース 2

汚水の種類	使用料区分	改定使用料	改定率
一般汚水	・ 基本使用料 (10 m ³ /1 か月)	910 円 ⇒ 1,106 円	+21.5%
	・ 従量使用料 10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91 円 ⇒ 111 円	+21.5%
	100 m ³ を超え 1000 m ³ までの分	110 円 ⇒ 134 円	+21.5%
	1000 m ³ を超える分	117 円 ⇒ 142 円	+21.5%
公衆浴場 汚 水	・ 基本使用料 (10 m ³ /1 か月)	910 円 ⇒ 1,106 円	+21.5%
	・ 従量使用料 10 m ³ を超える分	46 円 ⇒ 56 円	+21.5%

③ 使用料改定ケース 3（4分の1相当額を改定する場合）

基準外繰入金の4分の1相当額の59,490千円を増収目標とすると平成30年度から平成34年度の5年度平均収入見込額で次のとおりです。

- 目標年間使用料収入 = 5年度平均収入見込額 + 増収目標

$$430,985 \text{ 千円} = 371,495 \text{ 千円} + 59,490 \text{ 千円}$$

- 使用料単価 = 目標年間使用料収入 ÷ 5年見込み平均有収水量

$$127.9 \text{ 円/m}^3 = 430,985 \text{ 千円} \div 3,369 \text{ 千m}^3$$

(藤枝市：126.8円/m³、島田市：133.6円/m³ ※平成26年度市町財政の状況による)

目標年間使用料収入を賄える改定率を使用料改定ケース3とする。

使用料改定ケース 3

汚水の種類	使用料区分	改定使用料	改定率
一般汚水	・基本使用料 (10 m ³ /1か月)	910円 ⇒ 1,056円	+16.0%
	・従量使用料 10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91円 ⇒ 106円	+16.0%
	100 m ³ を超え 1000 m ³ までの分	110円 ⇒ 128円	+16.0%
	1000 m ³ を超える分	117円 ⇒ 136円	+16.0%
公衆浴場汚水	・基本使用料 (10 m ³ /1か月)	910円 ⇒ 1,056円	+16.0%
	・従量使用料 10 m ³ を超える分	46円 ⇒ 53円	+16.0%

④使用料改定ケース 4（5分の1相当額を改定する場合）

基準外繰入金5分の1相当額の47,592千円を増収目標とすると平成30年度から平成34年度の5年度平均収入見込額で次のとおりです。

- 目標年間使用料収入 = 5年度平均収入見込額 + 増収目標

$$419,087 \text{ 千円} = 371,495 \text{ 千円} + 47,592 \text{ 千円}$$

- 使用料単価 = 目標年間使用料収入 ÷ 5年見込み平均有収水量

$$124.4 \text{ 円/m}^3 = 419,087 \text{ 千円} \div 3,369 \text{ 千m}^3$$

(藤枝市：126.8円/m³、島田市：133.6円/m³ ※平成26年度市町財政の状況による)

目標年間使用料収入を賄える改定率を使用料改定ケース4とする。

使用料改定ケース 4

汚水の種類	使用料区分	改定使用料	改定率
一般汚水	・基本使用料 (10 m ³ /1か月)	910円 ⇒ 1,028円	+13.0%
	・従量使用料 10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91円 ⇒ 103円	+13.0%
	100 m ³ を超え 1000 m ³ までの分	110円 ⇒ 124円	+13.0%
	1000 m ³ を超える分	117円 ⇒ 132円	+13.0%
公衆浴場汚水	・基本使用料 (10 m ³ /1か月)	910円 ⇒ 1,028円	+13.0%
	・従量使用料 10 m ³ を超える分	46円 ⇒ 52円	+13.0%

⑤ 使用料改定ケース 5（6分の1相当額を改定する場合）

基準外繰入金の6分の1相当額の39,660千円を増収目標とすると平成30年度から平成34年度の5年度平均収入見込額で次のとおりです。

- ・ 目標年間使用料収入 = 5年度平均収入見込額 + 増収目標

$$411,155 \text{ 千円} = 371,495 \text{ 千円} + 39,660 \text{ 千円}$$

- ・ 使用料単価 = 目標年間使用料収入 ÷ 5年見込み平均有収水量

$$122.0 \text{ 円/m}^3 = 411,155 \text{ 千円} \div 3,369 \text{ 千m}^3$$

(藤枝市：126.8円/m³、島田市：133.6円/m³ ※平成26年度市町財政の状況による)

目標年間使用料収入を賄える改定率を使用料改定ケース5とする。

使用料改定ケース5

汚水の種類	使用料区分	改定使用料	改定率
一般汚水	・ 基本使用料 (10 m ³ /1か月)	910 円 ⇒ 1,006 円	+10.5%
	・ 従量使用料 10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91 円 ⇒ 101 円	+10.5%
	100 m ³ を超え 1000 m ³ までの分	110 円 ⇒ 122 円	+10.5%
	1000 m ³ を超える分	117 円 ⇒ 129 円	+10.5%
公衆浴場 汚 水	・ 基本使用料 (10 m ³ /1か月)	910 円 ⇒ 1,006 円	+10.5%
	・ 従量使用料 10 m ³ を超える分	46 円 ⇒ 51 円	+10.5%

各ケースによる使用料の1利用者あたりの負担増額は次のとおりです。

・改定ケース1での各使用水量区分における1使用者あたりの負担増額

(税抜き)

1月あたりの使用水量	料金計算 (改定ケース1での算定)	調定 (請求) 金額			1月あたりの負担増減	1年あたりの負担増減	対象使用者数
		現行使用料	改定ケース1	増加率			
～10 m ³	基本使用料 1201 円	910 円	1,201 円	32%	291 円	3,492 円	3,459 件
15 m ³	1201 円 + (5 m ³ × @120)	1,365 円	1,801 円	32%	436 円	5,232 円	3,373 件
20 m ³	1201 円 + (10 m ³ × @120)	1,820 円	2,401 円	32%	581 円	6,972 円	
30 m ³	1201 円 + (20 m ³ × @120)	2,730 円	3,601 円	32%	871 円	10,452 円	2,706 件
40 m ³	1201 円 + (30 m ³ × @120)	3,640 円	4,801 円	32%	1,161 円	13,932 円	1,419 件
50 m ³	1201 円 + (40 m ³ × @120)	4,550 円	6,001 円	32%	1,451 円	17,412 円	630 件
100 m ³	1201 円 + (90 m ³ × @120)	9,100 円	12,001 円	32%	2,901 円	34,812 円	485 件
200 m ³	1201 円 + (90 m ³ × @120) + (100 m ³ × @145)	20,100 円	26,501 円	32%	6,401 円	76,812 円	81 件
500 m ³	1201 円 + (90 m ³ × @120) + (400 m ³ × @145)	53,100 円	70,001 円	32%	16,901 円	202,812 円	52 件
1,000 m ³	1201 円 + (90 m ³ × @120) + (900 m ³ × @145)	108,100 円	142,501 円	32%	34,401 円	412,812 円	17 件
1,200 m ³	1201 円 + (90 m ³ × @120) + (900 m ³ × @145) + (200 m ³ × @154)	131,500 円	173,301 円	32%	41,801 円	501,612 円	3 件
1,500 m ³	1201 円 + (90 m ³ × @120) + (900 m ³ × @145) + (500 m ³ × @154)	166,600 円	219,501 円	32%	52,901 円	634,812 円	
2,000 m ³	1201 円 + (90 m ³ × @120) + (900 m ³ × @145) + (1000 m ³ × @154)	225,100 円	296,501 円	32%	71,401 円	856,812 円	3 件
3,000 m ³	1201 円 + (90 m ³ × @120) + (900 m ³ × @145) + (2000 m ³ × @154)	342,100 円	450,501 円	32%	108,401 円	1,300,812 円	3 件

・近隣市の使用料体系との比較

区分		焼津市現行	改定ケース1	藤枝市		島田市	
基本使用料		910 円/月	1,201 円/月	1,000 円/月		787.03 円/月	
従量使用料	0 m ³ から 10 m ³ まで	基本使用料内	基本使用料内	基本使用料内		38.88 円/m ³	
	10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91 円/m ³	120 円/m ³	10 m ³ 超～ 30 m ³	110 円/m ³	10 m ³ 超～ 50 m ³	118.51 円/m ³
				30 m ³ 超～ 50 m ³	120 円/m ³		
	100 m ³ を超えて 1,000 m ³ までの分	110 円/m ³	145 円/m ³	50 m ³ 超～100 m ³	140 円/m ³	50 m ³ 超～100 m ³	126.85 円/m ³
				100 m ³ 超～500 m ³	150 円/m ³		
1,000 m ³ を超える分	117 円/m ³	154 円/m ³	500 m ³ 超～	160 円/m ³	100 m ³ 超～	135.18 円/m ³	
20 m ³ /月での使用料 (税抜き)		1,820 円/月	2,401 円/月	2,100 円/月		2,361 円/m ³	

・改定ケース2での各使用水量区分における1使用者あたりの負担増額

(税抜き)

1月あたりの使用水量	料金計算 (改定ケース2での算定)	調定 (請求) 金額			1月あたりの負担増減	1年あたりの負担増減	対象使用者数
		現行使用料	改定ケース2	増加率			
～10 m ³	基本使用料 1106 円	910 円	1,106 円	21.5%	196 円	2,352 円	3,459 件
15 m ³	1106 円 + (5 m ³ × @111)	1,365 円	1,661 円	21.5%	296 円	3,552 円	3,373 件
20 m ³	1106 円 + (10 m ³ × @111)	1,820 円	2,216 円	21.5%	396 円	4,752 円	
30 m ³	1106 円 + (20 m ³ × @111)	2,730 円	3,326 円	21.5%	596 円	7,152 円	2,706 件
40 m ³	1106 円 + (30 m ³ × @111)	3,640 円	4,436 円	21.5%	796 円	9,552 円	1,419 件
50 m ³	1106 円 + (40 m ³ × @111)	4,550 円	5,546 円	21.5%	996 円	11,952 円	630 件
100 m ³	1106 円 + (90 m ³ × @111)	9,100 円	11,096 円	21.5%	1,996 円	23,952 円	485 件
200 m ³	1106 円 + (90 m ³ × @111) + (100 m ³ × @134)	20,100 円	24,496 円	21.5%	4,396 円	52,752 円	81 件
500 m ³	1106 円 + (90 m ³ × @111) + (400 m ³ × @134)	53,100 円	64,696 円	21.5%	11,596 円	139,152 円	52 件
1,000 m ³	1106 円 + (90 m ³ × @111) + (900 m ³ × @134)	108,100 円	131,696 円	21.5%	23,596 円	283,152 円	17 件
1,200 m ³	1106 円 + (90 m ³ × @111) + (900 m ³ × @134) + (200 m ³ × @142)	131,500 円	160,096 円	21.5%	28,596 円	343,152 円	3 件
1,500 m ³	1106 円 + (90 m ³ × @111) + (900 m ³ × @134) + (500 m ³ × @142)	166,600 円	202,696 円	21.5%	36,096 円	433,152 円	
2,000 m ³	1106 円 + (90 m ³ × @111) + (900 m ³ × @134) + (1000 m ³ × @142)	225,100 円	273,696 円	21.5%	48,596 円	583,152 円	3 件
3,000 m ³	1106 円 + (90 m ³ × @111) + (900 m ³ × @134) + (2000 m ³ × @142)	342,100 円	415,696 円	21.5%	73,596 円	883,152 円	3 件

・近隣市の使用料体系との比較

区分		焼津市現行	改定ケース2	藤枝市		島田市	
基本使用料		910 円/月	1,106 円/月	1,000 円/月		787.03 円/月	
従量使用料	0 m ³ から 10 m ³ まで	基本使用料内	基本使用料内	基本使用料内		38.88 円/m ³	
	10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91 円/m ³	111 円/m ³	10 m ³ 超～ 30 m ³	110 円/m ³	10 m ³ 超～ 50 m ³	118.51 円/m ³
				30 m ³ 超～ 50 m ³	120 円/m ³		
	100 m ³ を超えて 1,000 m ³ までの分	110 円/m ³	134 円/m ³	50 m ³ 超～100 m ³	140 円/m ³	50 m ³ 超～100 m ³	126.85 円/m ³
				100 m ³ 超～500 m ³	150 円/m ³		
1,000 m ³ を超える分	117 円/m ³	142 円/m ³	500 m ³ 超～	160 円/m ³	100 m ³ 超～	135.18 円/m ³	
20 m ³ /月での使用料 (税抜き)		1,820 円/月	2,216 円/月	2,100 円/月		2,361 円/m ³	

・改定ケース3での各使用水量区分における1使用者あたりの負担増額

(税抜き)

1月あたりの使用水量	料金計算 (改定ケース3での算定)	調定 (請求) 金額			1月あたりの負担増減	1年あたりの負担増減	対象使用者数
		現行使用料	改定ケース3	増加率			
～10 m ³	基本使用料 1056 円	910 円	1,056 円	16%	146 円	1,752 円	3,459 件
15 m ³	1056 円 + (5 m ³ × @106)	1,365 円	1,586 円	16%	221 円	2,652 円	3,373 件
20 m ³	1056 円 + (10 m ³ × @106)	1,820 円	2,116 円	16%	296 円	3,552 円	
30 m ³	1056 円 + (20 m ³ × @106)	2,730 円	3,176 円	16%	446 円	5,352 円	2,706 件
40 m ³	1056 円 + (30 m ³ × @106)	3,640 円	4,236 円	16%	596 円	7,152 円	1,419 件
50 m ³	1056 円 + (40 m ³ × @106)	4,550 円	5,296 円	16%	746 円	8,952 円	630 件
100 m ³	1056 円 + (90 m ³ × @106)	9,100 円	10,596 円	16%	1,496 円	17,952 円	485 件
200 m ³	1056 円 + (90 m ³ × @106) + (100 m ³ × @128)	20,100 円	23,396 円	16%	3,296 円	39,552 円	81 件
500 m ³	1056 円 + (90 m ³ × @106) + (400 m ³ × @128)	53,100 円	61,796 円	16%	8,696 円	104,352 円	52 件
1,000 m ³	1056 円 + (90 m ³ × @106) + (900 m ³ × @128)	108,100 円	125,796 円	16%	17,696 円	212,352 円	17 件
1,200 m ³	1056 円 + (90 m ³ × @106) + (900 m ³ × @128) + (200 m ³ × @136)	131,500 円	152,996 円	16%	21,496 円	257,952 円	3 件
1,500 m ³	1056 円 + (90 m ³ × @106) + (900 m ³ × @128) + (500 m ³ × @136)	166,600 円	193,796 円	16%	27,196 円	326,352 円	
2,000 m ³	1056 円 + (90 m ³ × @106) + (900 m ³ × @128) + (1000 m ³ × @136)	225,100 円	261,796 円	16%	36,696 円	440,352 円	3 件
3,000 m ³	1056 円 + (90 m ³ × @106) + (900 m ³ × @128) + (2000 m ³ × @136)	342,100 円	397,796 円	16%	55,696 円	668,352 円	3 件

・近隣市の使用料体系との比較

区分		焼津市現行	改定ケース3	藤枝市		島田市	
基本使用料		910 円/月	1,056 円/月	1,000 円/月		787.03 円/月	
従量使用料	0 m ³ から 10 m ³ まで	基本使用料内	基本使用料内	基本使用料内		38.88 円/m ³	
	10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91 円/m ³	106 円/m ³	10 m ³ 超～ 30 m ³	110 円/m ³	10 m ³ 超～ 50 m ³	118.51 円/m ³
				30 m ³ 超～ 50 m ³	120 円/m ³		
	100 m ³ を超えて 1,000 m ³ までの分	110 円/m ³	128 円/m ³	50 m ³ 超～100 m ³	140 円/m ³	50 m ³ 超～100 m ³	126.85 円/m ³
				100 m ³ 超～500 m ³	150 円/m ³		
1,000 m ³ を超える分	117 円/m ³	136 円/m ³	500 m ³ 超～	160 円/m ³	100 m ³ 超～	135.18 円/m ³	
20 m ³ /月での使用料 (税抜き)		1,820 円/月	2,116 円/月	2,100 円/月		2,361 円/m ³	

・改定ケース4での各使用水量区分における1使用者あたりの負担増額

(税抜き)

1月あたりの使用水量	料金計算 (改定ケース4での算定)	調定 (請求) 金額			1月あたりの負担増減	1年あたりの負担増減	対象使用者数
		現行使用料	改定ケース4	増加率			
～10 m ³	基本使用料 1028 円	910 円	1,028 円	13%	118 円	1,416 円	3,459 件
15 m ³	1028 円 + (5 m ³ × @103)	1,365 円	1,543 円	13%	178 円	2,136 円	3,373 件
20 m ³	1028 円 + (10 m ³ × @103)	1,820 円	2,058 円	13%	238 円	2,856 円	
30 m ³	1028 円 + (20 m ³ × @103)	2,730 円	3,088 円	13%	358 円	4,296 円	2,706 件
40 m ³	1028 円 + (30 m ³ × @103)	3,640 円	4,118 円	13%	478 円	5,736 円	1,419 件
50 m ³	1028 円 + (40 m ³ × @103)	4,550 円	5,148 円	13%	598 円	7,176 円	630 件
100 m ³	1028 円 + (90 m ³ × @103)	9,100 円	10,298 円	13%	1,198 円	14,376 円	485 件
200 m ³	1028 円 + (90 m ³ × @103) + (100 m ³ × @124)	20,100 円	22,698 円	13%	2,598 円	31,176 円	81 件
500 m ³	1028 円 + (90 m ³ × @103) + (400 m ³ × @124)	53,100 円	59,898 円	13%	6,798 円	81,576 円	52 件
1,000 m ³	1028 円 + (90 m ³ × @103) + (900 m ³ × @124)	108,100 円	121,898 円	13%	13,798 円	165,576 円	17 件
1,200 m ³	1028 円 + (90 m ³ × @103) + (900 m ³ × @124) + (200 m ³ × @132)	131,500 円	148,298 円	13%	16,798 円	201,576 円	3 件
1,500 m ³	1028 円 + (90 m ³ × @103) + (900 m ³ × @124) + (500 m ³ × @132)	166,600 円	187,898 円	13%	21,298 円	255,576 円	
2,000 m ³	1028 円 + (90 m ³ × @103) + (900 m ³ × @124) + (1000 m ³ × @132)	225,100 円	253,898 円	13%	28,798 円	345,576 円	3 件
3,000 m ³	1028 円 + (90 m ³ × @103) + (900 m ³ × @124) + (2000 m ³ × @132)	342,100 円	385,898 円	13%	43,798 円	525,576 円	3 件

・近隣市の使用料体系との比較

区分		焼津市現行	改定ケース4	藤枝市		島田市	
基本使用料		910 円/月	1,028 円/月	1,000 円/月		787.03 円/月	
従量使用料	0 m ³ から 10 m ³ まで	基本使用料内	基本使用料内	基本使用料内		38.88 円/m ³	
	10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91 円/m ³	103 円/m ³	10 m ³ 超～ 30 m ³	110 円/m ³	10 m ³ 超～ 50 m ³	118.51 円/m ³
				30 m ³ 超～ 50 m ³	120 円/m ³		
	100 m ³ を超えて 1,000 m ³ までの分	110 円/m ³	124 円/m ³	50 m ³ 超～100 m ³	140 円/m ³	50 m ³ 超～100 m ³	126.85 円/m ³
				100 m ³ 超～500 m ³	150 円/m ³		
1,000 m ³ を超える分	117 円/m ³	132 円/m ³	500 m ³ 超～	160 円/m ³	100 m ³ 超～	135.18 円/m ³	
20 m ³ /月での使用料 (税抜き)		1,820 円/月	2,058 円/月	2,100 円/月		2,361 円/m ³	

・改定ケース5での各使用水量区分における1使用者あたりの負担増額

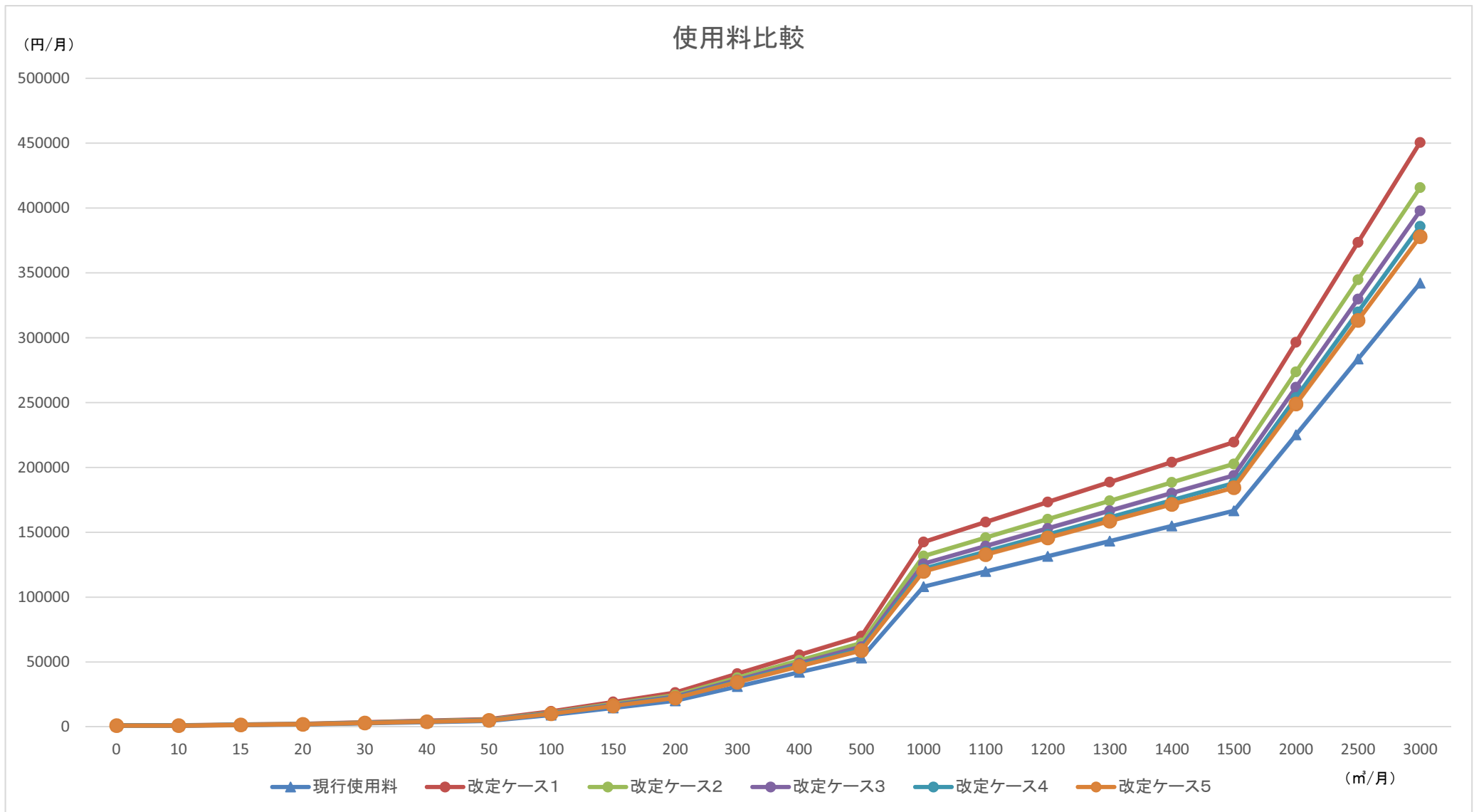
(税抜き)

1月あたりの使用水量	料金計算 (改定ケース5での算定)	調定 (請求) 金額			1月あたりの負担増減	1年あたりの負担増減	対象使用者数
		現行使用料	改定ケース5	増加率			
～10 m ³	基本使用料 1006 円	910 円	1,006 円	10.5%	96 円	1,152 円	3,459 件
15 m ³	1006 円 + (5 m ³ × @101)	1,365 円	1,511 円	10.5%	146 円	1,752 円	3,373 件
20 m ³	1006 円 + (10 m ³ × @101)	1,820 円	2,016 円	10.5%	196 円	2,352 円	
30 m ³	1006 円 + (20 m ³ × @101)	2,730 円	3,026 円	10.5%	296 円	3,552 円	2,706 件
40 m ³	1006 円 + (30 m ³ × @101)	3,640 円	4,036 円	10.5%	396 円	4,752 円	1,419 件
50 m ³	1006 円 + (40 m ³ × @101)	4,550 円	5,046 円	10.5%	496 円	5,952 円	630 件
100 m ³	1006 円 + (90 m ³ × @101)	9,100 円	10,096 円	10.5%	996 円	11,952 円	485 件
200 m ³	1006 円 + (90 m ³ × @101) + (100 m ³ × @122)	20,100 円	22,296 円	10.5%	2,196 円	26,352 円	81 件
500 m ³	1006 円 + (90 m ³ × @101) + (400 m ³ × @122)	53,100 円	58,896 円	10.5%	5,796 円	69,552 円	52 件
1,000 m ³	1006 円 + (90 m ³ × @101) + (900 m ³ × @122)	108,100 円	119,896 円	10.5%	11,796 円	141,552 円	17 件
1,200 m ³	1006 円 + (90 m ³ × @101) + (900 m ³ × @122) + (200 m ³ × @129)	131,500 円	145,696 円	10.5%	14,196 円	170,352 円	3 件
1,500 m ³	1006 円 + (90 m ³ × @101) + (900 m ³ × @122) + (500 m ³ × @129)	166,600 円	184,396 円	10.5%	17,796 円	213,552 円	
2,000 m ³	1006 円 + (90 m ³ × @101) + (900 m ³ × @122) + (1000 m ³ × @129)	225,100 円	248,896 円	10.5%	23,796 円	285,552 円	3 件
3,000 m ³	1006 円 + (90 m ³ × @101) + (900 m ³ × @122) + (2000 m ³ × @129)	342,100 円	377,896 円	10.5%	35,796 円	429,552 円	3 件

・近隣市の使用料体系との比較

区分		焼津市現行	改定ケース5	藤枝市		島田市	
基本使用料		910 円/月	1,006 円/月	1,000 円/月		787.03 円/月	
従量使用料	0 m ³ から 10 m ³ まで	基本使用料内	基本使用料内	基本使用料内		38.88 円/m ³	
	10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	91 円/m ³	101 円/m ³	10 m ³ 超～ 30 m ³	110 円/m ³	10 m ³ 超～ 50 m ³	118.51 円/m ³
				30 m ³ 超～ 50 m ³	120 円/m ³		
	100 m ³ を超えて 1,000 m ³ までの分	110 円/m ³	122 円/m ³	50 m ³ 超～100 m ³	140 円/m ³	50 m ³ 超～100 m ³	126.85 円/m ³
				100 m ³ 超～500 m ³	150 円/m ³		
1,000 m ³ を超える分	117 円/m ³	129 円/m ³	500 m ³ 超～	160 円/m ³	100 m ³ 超～	135.18 円/m ³	
20 m ³ /月での使用料 (税抜き)		1,820 円/月	2,016 円/月	2,100 円/月		2,361 円/m ³	

・各改定ケースによる使用水量毎の使用料差額



(4) 改定後の収支見込み

(単位：千円)

年 度		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (決算見込)	平成 28 年度 (予定)	平成 29 年度 (予定)	平成 30 年度 (予定)	平成 31 年度 (予定)	平成 32 年度 (予定)	平成 33 年度 (予定)	平成 34 年度 (予定)
下水道使用料収入 ※消費税額を含む	現行使用料	397,325	387,186	384,344	387,483	382,504	385,000	382,151	368,349	375,324	373,624	368,997	371,179
	改定ケース 1 (差 額)	—	—	—	—	503,595 (121,091)	—	—	484,981 (116,632)	494,151 (118,827)	491,905 (118,281)	485,797 (116,800)	488,675 (117,496)
	改定ケース 2 (差 額)	—	—	—	—	465,144 (82,640)	—	—	447,940 (79,591)	456,383 (81,059)	454,264 (80,640)	448,608 (79,611)	451,263 (80,084)
	改定ケース 3 (差 額)	—	—	—	—	444,351 (61,847)	—	—	427,891 (59,542)	435,950 (60,626)	433,944 (60,320)	428,575 (59,578)	431,112 (59,933)
	改定ケース 4 (差 額)	—	—	—	—	432,001 (49,497)	—	—	416,049 (47,700)	423,837 (48,513)	421,878 (48,254)	416,645 (47,648)	419,112 (47,933)
	改定ケース 5 (差 額)	—	—	—	—	426,459 (43,955)	—	—	407,748 (39,399)	415,486 (40,162)	413,553 (39,929)	408,406 (39,409)	410,823 (39,644)
経 費	汚水維持管理費	360,583	350,009	365,324	375,597	400,976	379,986	399,384	402,569	398,435	401,684	404,965	408,279
	汚水資本費 (元利償還費)	684,853	684,680	636,333	630,075	618,797	687,046	639,139	625,179	614,166	599,028	561,580	530,262
	汚水処理費用	1,045,436	1,034,689	1,001,657	1,005,672	1,019,773	1,067,032	1,038,523	1,027,748	1,012,601	1,000,712	966,545	938,541
一般会計繰入金 (基準内)	現行使用料	949,769	963,933	1,037,878	1,058,572	1,076,234	1,055,945	1,072,415	1,079,423	1,075,952	1,049,345	1,006,644	969,840
一般会計繰入金 (基準外)	現行使用料	258,368	280,718	239,335	216,714	249,691	242,416	246,140	247,724	246,939	240,924	231,269	222,948
	改定ケース 1	—	—	—	—	128,600	—	—	131,092	128,112	122,643	114,469	105,452
	改定ケース 2	—	—	—	—	167,051	—	—	168,133	165,880	160,284	151,658	142,864
	改定ケース 3	—	—	—	—	187,844	—	—	188,182	186,313	180,604	171,691	163,015
	改定ケース 4	—	—	—	—	200,194	—	—	200,024	198,426	192,670	183,621	175,015
改定ケース 5	—	—	—	—	205,736	—	—	208,325	206,777	200,995	191,860	183,304	
一般会計繰入金 (下水道事業全体)	現行使用料	1,208,137	1,244,651	1,277,213	1,275,286	1,325,925	1,298,361	1,318,555	1,327,147	1,322,891	1,290,269	1,237,913	1,192,788
	改定ケース 1	—	—	—	—	1,204,834	—	—	1,210,515	1,204,064	1,171,988	1,121,113	1,075,292
	改定ケース 2	—	—	—	—	1,243,285	—	—	1,247,556	1,241,832	1,209,629	1,158,302	1,112,704
	改定ケース 3	—	—	—	—	1,264,078	—	—	1,267,605	1,262,265	1,229,949	1,178,335	1,132,855
	改定ケース 4	—	—	—	—	1,276,428	—	—	1,279,447	1,274,378	1,242,015	1,190,265	1,144,855
改定ケース 5	—	—	—	—	1,281,970	—	—	1,287,748	1,282,729	1,250,340	1,198,504	1,153,144	
有収水量 (千 m ³)		3,888	3,779	3,737	3,666	3,598	3,540	3,477	3,416	3,357	3,357	3,357	3,357
使用料単価 (円/m ³)	現行使用料	102.2	102.5	102.8	105.7	106.3	108.8	109.9	107.8	111.8	111.3	109.9	110.6
	改定ケース 1	—	—	—	—	140.0	—	—	142.0	147.2	146.5	144.7	145.6
	改定ケース 2	—	—	—	—	129.3	—	—	131.1	135.9	135.3	133.6	134.4
	改定ケース 3	—	—	—	—	123.5	—	—	125.3	129.9	129.3	127.7	128.4
	改定ケース 4	—	—	—	—	120.1	—	—	121.8	126.3	125.7	124.1	124.8
改定ケース 5	—	—	—	—	118.5	—	—	119.4	123.8	123.2	121.7	122.4	

※平成 27 年度の青字記載は 8 ページから 10 ページの使用料単価による試算結果であり改定後の予測値ではありません。

※平成 28 年度から平成 34 年度の一般会計繰入金は過年度の増減割合から算出したものであくまでも予測値です。